

丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年 8 月の人事院勧告を受け、国家公務員の特殊勤務手当の額の適正化を目的として、人事院規則 9 - 3 0（特殊勤務手当）の一部を改正する規則が令和 8 年 4 月 8 日に公布され、令和 8 年 4 月 1 日に遡及して適用されることとなりました。丹波篠山市におきましても、国に準じて特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の額の改定を行い、災害時において職員が安心して働ける環境を整えるため、丹波篠山市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正します。

2 改正の概要

特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の額を国に準じて改定します。

手当の支給範囲 (支給対象の職員)	手当の額（日額）	
	現 行	改定後
重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある河川の堤防又は道路等において巡回監視の業務に従事した職員	7 1 0 円	9 5 0 円
重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査又は消防活動等に従事した職員	1, 0 8 0 円	1, 4 4 0 円
災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体に派遣された職員で、避難所運営に係る業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれに相当する業務に従事した職員	7 1 0 円	9 5 0 円

3 施行期日

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日適用）

丹波篠山市公告式条例及び丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

丹波篠山市公告式条例に基づき、条例、規則等の公布については、現在、市役所本庁及び各支所に設置された掲示場へ掲示を行うことで実施しています。

今般、掲示場における閲覧実態や紙の使用量を踏まえ、市民への情報提供の利便性向上と、行政事務の効率化を図るため、ホームページ掲載を軸とした掲示方法へ見直しを行うものです。

2 改正の概要

(1) 第1条 丹波篠山市公告式条例の一部改正

ア 掲示方法の見直し（第2条第3項を追加）

電磁的記録による条例の公布は、市のウェブサイトを設置した掲示場に掲示して行う旨を追加します。

イ 署名・押印の見直し（第3条、第4条及び第5条）

条例の公布については、市長の「署名」を要します（地方自治法第16条第4項）が、規則及び規程は特段の定めがないため、市長名を記入すれば足りるものとします。

区分	現行	改正案
規則	署名	記名
規程	記名押印	記名

(2) 第2条 丹波篠山市財政状況の公表等に関する条例の一部改正

第4条第1項の参照条文を整理し、丹波篠山市公告式条例の改正に対応させます。

3 施行期日

令和8年9月1日

丹波篠山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

本条例は、行政手続オンライン法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号））の趣旨に則り、市の条例や規則において書面等により行うこととされている手続を、オンラインでも行えるようにするために必要な事項を定めています。

令和元年、同法はデジタル手続法（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律）に改正され、行政のデジタル化に関する基本原則や行政手続のオンライン実施の原則化等が定められました。

本市においては、行政手続のオンライン化自体は現行条例の規定により対応可能であったため、直ちに条例改正を要する状況にはありませんでしたが、オンライン化を本格的に推進するに当たり、現行条例では添付書類の省略等の根拠規定がないこと等の課題があります。

令和8年3月に改定した丹波篠山市DX推進計画では、行政手続のオンライン化を市民サービス向上に向けた取組事項の一つとして位置づけ、今年度から本格的に推進することとしています。これを円滑に推進し、市民・事業者等の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化を図るため、同法の趣旨に則り、所要の改正を行います。

2 改正の概要

（1）条例の題名・目的規定の見直し

題名について、同法の改称にあわせ、改めます。

目的規定（第1条）について、同法の趣旨に則り、情報通信技術の利用における能力や機会の格差の是正も含め手続等に必要な事項を定めることにより、関係者の利便性向上及び行政運営の簡素化・効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする旨に改めます。

（2）オンライン化推進に係る規定の整備

行政手続のオンライン化にあたり、当該手続の根拠となる条例や規則等において個別に規定する必要がある次の事項について、本条例

で一括して規定します。これにより、オンライン化に係る条例改正等の事務の簡略化を図り、行政手続のオンライン化を円滑に推進します。

署名等代替規定 (第3条第4項)	条例や規則等で署名等が必要とされている手続をオンライン化する場合に、マイナンバーカードの署名用電子証明書等で署名等の代替とすることができます。
手数料等のオンライン納付規定(第3条第5項)	条例や規則等で手数料等の納付方法が定められている場合に、電子決済による納付で代替することができます。
一部オンライン化 (第3条第6項)	対面確認が必要な部分など、オンライン化が困難又は著しく不適當な部分がある場合に、当該部分以外の部分についてオンライン化を行うことができます。
添付書面等の省略 (第8条)	条例や規則等で添付書類が必要とされている場合に、市が必要な情報をシステム連携等により入手・参照できる場合は、申請人は添付書類を省略できます。

3 施行期日 公布の日

丹波篠山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）が令和8年6月14日に施行され、外国人住民が所持する「在留カード」又は「特別永住者証明書」と「個人番号カード」を一体化した「特定在留カード」又は「特定特別永住者証明書」（以下「特定在留カード等」といいます。）の運用が開始されます。

これに伴い、現在、個人番号カード又はスマートフォンに記録された利用者証明用電子証明書を利用して行うコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機からの印鑑登録証明書の交付（以下「コンビニ交付」といいます。）について、特定在留カード等でも利用できるよう、所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

コンビニ交付について、現行の個人番号カード及びスマートフォンに加え、特定在留カード等でも利用できるよう改正を行います。

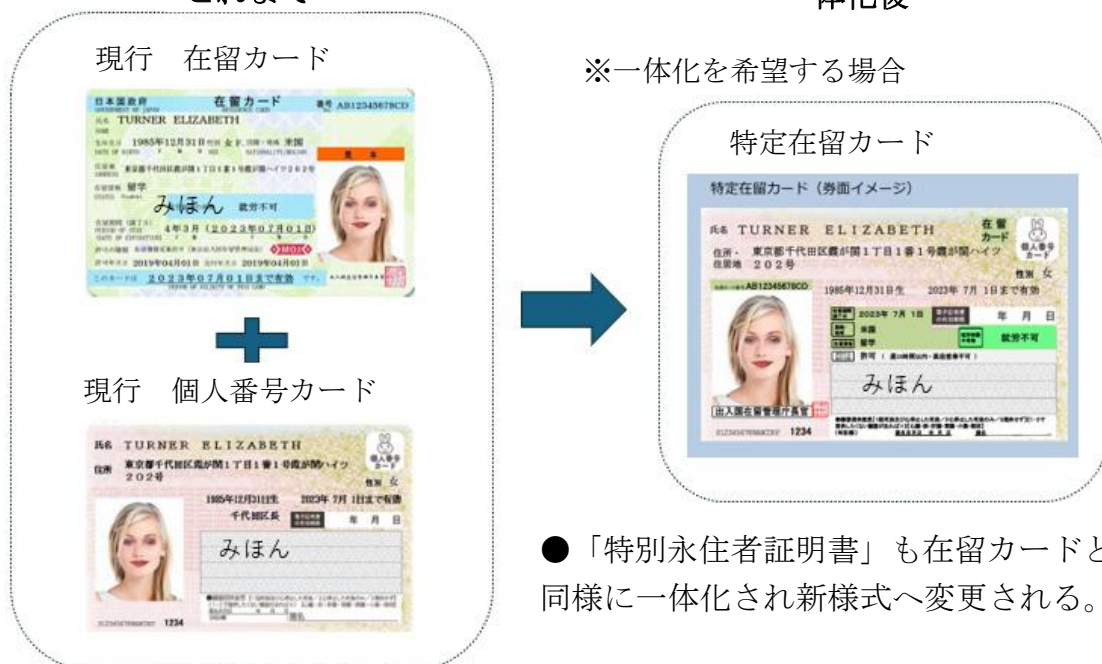
3 施行期日

公布の日

【参考】 在留カードと個人番号カード一体化のイメージ

これまで

一体化後



丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

(1) 令和 7 年 4 月からの国民年金額の引上げに伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）が改正され、自立支援医療制度における利用者負担区分において、年収 80 万 9 千円以下としている低所得Ⅰの基準の見直しが行われ、令和 8 年 7 月 1 日から施行されます。

福祉医療費助成制度においては、高齢期移行医療の区分Ⅱの所得要件、重度障害者医療、母子家庭等医療、乳幼児等医療等の低所得判定基準に準用しているため、兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱等においても、これらの基準を「80 万 9 千円以下」から「82 万 6 千 5 百円以下」に引き上げる改正が行われ、令和 8 年 7 月 1 日から施行されます。

また、高齢期移行医療の区分Ⅰについて、基準額のみ、高齢期移行医療と同じく 65 歳以上の所得基準を定める介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の介護保険第 1 号被保険者の保険料の基準額である 82 万 6 千 5 百円を準用する改正が行われ、令和 8 年 4 月 1 日から施行されています。

準用している基準額について、兵庫県実施要綱の改正に合わせて同様の改正を行うものです。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の改正に伴い、関係規定の整理を行うものです。

2 改正の概要

(1) 所得を有しない者、低所得者及び高齢期移行者の所得による支給制限について定めている規定において準用している基準額を、80 万 9 千円から 82 万 6 千 5 百円に改めます。

(2) 住宅借入金等特別税額控除に関する規定について、地方税法の改正に伴い、引用条文を整理します。

3 施行期日

(1) 基準額の改定 令和8年7月1日

(2) その他所要の規定整理 公布の日

丹波篠山市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年 2 月 26 日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、総務省消防庁で開催された「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において、林野火災の大半が人為的要因に起因することを踏まえ、たき火等の適正な管理、火災リスクの高い気象状況下における警報体制の強化を通じた予防対策の実効性の向上を図ることが提言されました。

その中で、林野火災の予防に資する新たな制度として、罰則を伴わず、住民等の努力義務を基本とした注意喚起を行う「林野火災注意報」や火の使用制限の対象地域を林野火災の発生に応じて限定した「林野火災警報」を創設し、火災予防条例上に位置づけることとなりました。

これを踏まえ、丹波篠山市火災予防条例において、改正を行い、林野火災注意報、林野火災警報が位置付けられました。

これに伴い、丹波篠山市火入れ条例において、林野火災注意報が発令された際の対応を規定するため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

現在は、強風注意報、乾燥注意報、火災警報が発せられた場合に火入れの禁止又は中止を求めることとしていますが、これらに加え、林野火災注意報が発せられた場合も火入れの禁止又は中止を求めることとします。

なお、消防法第 22 条第 3 項に定める火災警報は、林野火災警報を含みません。

3 施行期日

公布の日

(参考)

火入れとは

森林又は森林に隣接している周囲 1 キロメートルの範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地で、その土地にある立木竹、雑草等を面的に焼却する行為を指します。火入れを行う場合には、市長の許可が必要です。(森林法第 21 条の規定による)

雪岡 孝征	丹波篠山市飲食業組合組合長	
山田 潔	税理士	
伊勢 隆雄	一般財団法人大山振興会理事長	

(3) 総評

指定管理候補者は、応募資格及び条件を満たしており、かつ、丹波篠山市大山荘の里市民農園募集要項及び業務仕様書に示す内容を遵守した提案内容であった。

また、提案内容について評価項目の多くで他の申請書よりも高い評価を得ており、合計点が申請者の中で最も高かったため、丹波篠山市大山荘の里市民農園の指定管理者としての管理運営能力を最も有していると認めた。

評価項目のうち、管理運営の基本的な考え方、市民サービスの向上につながる質の高い運営に向けた取組み、その他施設の設置目的、特性等に応じ必要と認める事項のうち地域団体等との連携の各項目において高く評価された。

さらに、他の申請者との比較においては、費用対効果の観点等から効率的な管理運営に向けた取組み及び経理的基礎が高く評価された。

よって、バイオマス丹波篠山×なちゅらるは一もに一市民農園管理運営共同事業体を丹波篠山市大山荘の里市民農園の指定管理者として推薦した。

【評価結果一覧表】

評価項目	配点	申請者			
		バイオマス丹波篠山×なちゅらるは一もに一市民農園管理運営共同事業体	A	B	C
管理運営の基本的な考え方	10	7.67	5.67	6.67	7.33
市民サービスの向上につながる質の高い運営に向けた取組み	15	11.00	8.00	10.00	10.67
費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	10	7.33	6.00	6.33	6.67
危機管理体制の確保	10	7.00	4.67	6.00	7.33
その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	7.00	5.67	6.33	6.33
申請団体の管理運営体制	15	10.00	7.33	9.67	10.67
申請団体の経理的基礎	10	7.33	5.67	6.33	6.00
申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	10	6.13	5.00	5.67	6.00
提案価格、自主事業	10	6.92	5.58	8.33	7.62
合計		70.38	53.59	65.33	68.62

6 指定管理者選定委員会での審議

(1) 丹波篠山市大山荘の里市民農園に係る指定管理候補者検討会での評価結果を受け、5月15日に開催した指定管理者選定委員会において、バイオマス丹波篠山×なちゆるるは一もに一市民農園管理運営共同事業体を指定管理者として選定することを妥当とした。

(2) 丹波篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
堀井 宏之	副市長	委員長
竹見 聖司	行政経営部長	副委員長
藤田 尚位	企画総務部長	
河南 剛	学校教育部長	
小谷 美和	市民生活部長	

小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）購入契約について

入札実施結果

- | | | |
|----|-------------------|---|
| 1 | 事業名 | 小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）購入 |
| 2 | 事業内容 | 小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）更新 2台 |
| 3 | 設置場所 | 丹波篠山市消防団第5分団第1部（丹波篠山市宮ノ前）
丹波篠山市消防団第7分団第3部（丹波篠山市渋谷） |
| 4 | 入札日時 | 令和8年4月23日（木）10：45～ |
| 5 | 入札方法 | 指名競争入札 |
| 6 | 入札参加資格 | 全登録業者のうち、消防関連車両の販売ができる電子入札対応業者を選定 |
| 7 | 入札参加者（6者） | |
| | (1) 有限会社岡本ポンプ | たつの市新宮町井野原276-1 |
| | (2) 大槻ポンプ工業株式会社 | 京都府綾部市本町7-67-2 |
| | (3) 有限会社西垣消防器具製作所 | 朝来市和田山町玉置461 |
| | (4) 株式会社藤井ポンプ製作所 | 姫路市豊富町豊富3143-1 |
| | (5) 株式会社西日本エスエスシー | 京都府福知山市問屋町20-8 |
| | (6) 株式会社スナミ | 神戸市中央区旗塚通2-2-1 |
| 8 | 落札業者 | 有限会社岡本ポンプ |
| 9 | 予算額 | 20,785,000円(税込額) |
| 10 | 予定価格 | 20,784,000円(税込額) |
| 11 | 落札金額 | 20,033,840円(税込額) |
| 12 | 開札結果 | |
| | (1) 有限会社岡本ポンプ | 20,033,840円(税込額) |
| | (2) 大槻ポンプ工業株式会社 | 20,392,440円(税込額) |
| | (3) 有限会社西垣消防器具製作所 | 20,412,000円(税込額) |
| | (4) 株式会社藤井ポンプ製作所 | 20,499,800円(税込額) |
| | (5) 株式会社西日本エスエスシー | 21,361,540円(税込額) |
| | (6) 株式会社スナミ | 21,974,240円(税込額) |
| 13 | 契約予定金額 | 20,033,840円(税込額) |
| 14 | 事業完了予定日 | 令和9年3月12日 |

小型動力ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）概要

1 車両仕様

- | | |
|---------------|--|
| (1) 型式 | デッキバンタイプ（ターボ仕様）シャーシ |
| (2) 車体寸法 | 全長 3,400mm程度
全幅 1,480mm程度
全高 2,000mm程度 |
| (3) エンジン | ガソリンエンジン |
| (4) 総排気量 | 660CC |
| (5) 駆動方式 | 4輪駆動（4WD） |
| (6) トランスミッション | オートマチック |
| (7) 乗車定員 | 4人 |

2 主要装備

小型動力ポンプ（性能B-3級）、赤色警光灯、電子サイレン、サーチライト

3 主な積載品

吸管、消火栓開閉金具、管鎗（筒先）、とび口、はしご、消火器、消防ホース、ホース背負器



【参考写真】令和7年度に購入した同型車両

高規格救急自動車購入契約について

入札実施結果

- 1 事業名 高規格救急自動車購入
- 2 事業内容 高規格救急自動車更新
- 3 設置場所 丹波篠山市消防本部（丹波篠山市北40-2）
- 4 入札日時 令和8年4月23日（木）10:30～
- 5 入札方法 指名競争入札
- 6 入札参加資格
全登録業者のうち、高規格救急自動車の販売ができる電子入札対応業者を選定
- 7 入札参加者（2者）
 - (1) 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号
 - (2) 日本船舶薬品株式会社 神戸支店 神戸市中央区港島中町2丁目2番1
- 8 落札業者 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
- 9 予算額 39,891,495円（税込額）
- 10 予定価格 39,891,495円（税込額）
- 11 落札金額 36,141,480円（税込額）
- 12 開札結果
 - (1) 兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所 36,141,480円（税込額）
 - (2) 日本船舶薬品株式会社 神戸支店 37,351,480円（税込額）
- 13 契約予定金額 36,141,480円（税込額）
契約予定金額は、落札金額、消費税、自賠責保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金、救急隊用無線機申請印紙代です。
- 14 事業完了予定日 令和9年2月28日

高規格救急自動車概要

1 車両諸元

- (1) 型式 高規格救急自動車（寒冷地仕様）
- (2) エンジン ガソリンエンジン（無鉛レギュラーガソリン）
- (3) 総排気量 2,400CC以上
- (4) 最高出力 108Kw（147ps）以上
- (5) 駆動装置 フルタイム4WD方式
- (6) 変速装置 オートマチック式
- (7) タイヤ 国産ラジアルタイヤ（純正ホイール組付）
- (8) ステアリング パワーステアリング
- (9) 最小回転半径 6.5m未満
- (10) ブレーキ装置 衝突被害軽減自動ブレーキ
- (11) 車両寸法等
 - 全長 5,700mm以下
 - 全幅 2,000mm以下
 - 全高 2,600mm以下
 - 車両総重量 3,400kg以下
- (12) 乗車定員 7名以上
- (13) 空調関係
 - ア 冷房装置 運転席及び患者室に装備
 - イ 暖房装置 運転席及び患者室に装備
 - ウ 換気扇 患者室に装備

2 主要装備

赤色灯、作業灯、デイルイト、インバーター（正弦波300W）、路肩灯、外部電源コンセント、コーナーセンサー、イージークローザー、電子サイレンアンプ、モーターサイレン、カーナビ、ETC、ドライブレコーダー、マップランプ、盗難防止装置、各資器材、収納庫、各資器材固定装置

3 主な積載品

人工呼吸器、吸引器、半自動式除細動器、心電図モニター、電動式心肺蘇生器、ストレッチャーシステム、処置セット等

参考資料：令和7年度更新車両（第3救急車）



川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事請負契約について

- 1 工事名 川代体育館長寿命化及び照明設備改修工事
- 2 工事内容 建築工事
建築から40年が経過し屋根や内装等が劣化。
屋根改修（カバー工法）、外壁防水、内装一部修繕（壁・天井）、建具（窓ガラス）修繕など。
電気工事
LED照明交換（競技場水銀灯、管理棟蛍光灯）
- 3 工事場所 丹波篠山市大山下地内
- 4 入札日 令和8年5月14日（木）
- 5 入札方法 制限付一般競争入札
- 6 入札参加資格
（1）丹波篠山市の発注する工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者であること。
（2）単体企業及び特別建設共同企業体の代表者並びにその他構成員は、建築一式工事に係る一般又は特定建設業の許可を有すること。
- 7 入札参加者
（1）垣本・福島特別建設共同企業体
（2）吉住・石井特別建設共同企業体
（3）上山建設株式会社
- 8 予算額 218,973,000円（税込額）
- 9 予定価格 177,436,600円（税込額）
161,306,000円（税抜額）
- 10 開札結果
（1）垣本・福島特別建設共同企業体 152,240,000円（税抜額）
（2）吉住・石井特別建設共同企業体 154,500,000円（税抜額）
（3）上山建設株式会社 162,000,000円（税抜額）
- 11 契約の相手方 垣本・福島特別建設共同企業体
- 12 契約金額 167,464,000円（税込額）
- 13 仮契約日 令和8年5月20日
- 14 工期 議会の議決の日から令和9年1月15日まで